

## 枚方市と自治労枚方市職員関係労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和5年(2023年)11月8日(水) 午後6時30分～午後7時30分
2. 場 所 枚方市職員会館 大会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約20名  
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、  
教育政策課長、上下水道総務室総務課長、市立ひらかた病院総務課長、  
書記(人事課・職員課 課長代理)
4. 課 題 「2023 賃金確定・秋期年末総合生活改善に関わる要求書」に基づく交渉(1回目)

### <交渉内容要旨>

#### I. 人事院勧告について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市の給与改定については、これまでから人事院勧告の準拠を基本としてきたが、本年についても、これまで同様、勧告に準拠する内容で実施するとの姿勢に変わりはないか。</li> <li>・ 会計年度任用職員の給与改定について、総務省からの通知等を踏まえ、正職員と同様に、実施時期は4月に遡すべきである。他市においても遡及する動きがある中で、当局の見解を聞く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでから人事院勧告の内容に準じた取り扱いを基本としているが、本年の勧告は大幅なプラス改定であり、財政状況等も考慮しながら判断したい。</li> <li>・ 仮に人事院勧告どおり実施する場合でも、実施時期は翌年度と考えているが、総務省の通知や他市状況をみながら判断したい。</li> </ul>

#### II. 班長への昇任について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現業職の班長への昇任人数が極めて少なく、現場では納得がいかない状況である。職員のモチベーションを上げるためにも、もっと昇任させてもよいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現業職に限らず、他の職も同様に、組織バランスを鑑み、総合的に判断している。</li> </ul>

#### III. 定年延長について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院において、役職定年などの取り扱いは本庁と同様とするのか。 また、看護師などの専門職についても、60歳以降の給与水準は7割とするのか、当局の見解を聞く。</li> <li>・ 病院において、管理職は夜勤に従事しない取り扱いとされているが、役職定年によ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師は従来から65歳までの定年であるが、医師以外の職は、本庁と同様の取り扱いとなる。</li> <li>・ 年齢等による一律の配慮は行わないが、職員個々の心身の状況に応じて、必要に応</li> </ul>

<p>り非管理職になった場合は、夜勤に従事するという理解でよいか。</p> <p>また、上下水道局において、夜間緊急対応では、定年延長後の職員も呼び出し対象となるのか。</p>	<p>じて各職場で個別に対応する。</p>
--	-----------------------

#### IV. 時間外勤務について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 恒常的に時間外勤務が生じている職場と、それ以外の職場との偏りが大きく、ワーク・ライフ・バランスの観点から課題である。</li> <p>また、時間外勤務の削減を推進する一方で、そのことがサービス残業につながらないか心配しているが、当局の見解を聞く。</p> <li>・ 工事などの期限に間に合わせるために時間外勤務が必要な場合もあるが、上下水道局において、業務の進捗状況に関わらず、上司から時間外勤務をしないように強く指導されている事例があると聞いた。</li> <p>単に禁止するのではなく、職場の実態にあわせたマネジメントが必要だと考えるが、当局の見解を聞く。</p> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DX の活用等による取り組みを推進しており、令和5年度上半期は前年度比で約10%削減している。</li> <p>また、サービス残業はあってはならないことであり、通知等により、適正な労務管理の確保について所属長へ周知している。</p> <li>・ そのような声があることは把握しており、適正な労務マネジメントを図るよう、会議等で管理職へ周知している。</li> </ul>

#### V. 組織活性化について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役職定年の導入により管理職が係長に降りてくることで、現状でも係長への昇任人数が少ない中で、若手登用へ影響することを心配している。</li> <p>職務の級が4級の職員の中でも、呼称や職責の工夫などにより、若手登用につながるような制度を構築してもらいたい、当局の見解を聞く。</p> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3・4級の職員について、職責や職務の整理が必要だと考えている。</li> <p>あわせて本来マネジメントをすべき5級の課長代理が、プレイヤーとしての比重が大きくなっている現状の整理が必要だと考えている。</p> </ul>

#### VI. 非正規職員の処遇について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法が一部改正され、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となったことを踏まえ、勤勉手当を支給すべきと考えるが、当局の見解を聞く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市独自の事情も踏まえつつ、他市との均衡も考慮する必要があると認識しており、対応について検討していく。</li> </ul>